

# 鷹巣技術専門校清和寮受水槽・貯湯槽点検清掃 業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名 鷹巣技術専門校清和寮受水槽・貯湯槽点検清掃業務委託
2. 業務場所 秋田県北秋田市綴子字街道下171-1（鷹巣技術専門校清和寮）
3. 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで  
ただし、実作業日は、契約締結後に委託者と受託者との協議の上で決定するものとするが、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が決定し、受託者に通知するものとする。
4. 業務仕様 業務の実施にあたっては関係法令等を遵守し、本仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という）による。

## II 受水槽・貯湯槽の種類等

- ・受水槽1基（FRP1槽式 1m<sup>3</sup>）
- ・貯湯槽1基（SUS 2m<sup>3</sup>）

## III 業務内容

### 1-1. 受水槽の清掃

- ① 受水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。
- ② 有効塩素50～100mg/L濃度の次亜鉛塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いて、2回以上消毒する。
- ③ 清掃作業現場の写真撮影
  - ・水槽内部、外部を清掃の前後に分けて撮影すること。
  - ・沈殿物の撮影を行うこと。

### 1-2. 受水槽の点検

基礎・固定部、外観の状況、付属装置及び配管について、点検を行う。

### 1-3. 水質検査

- ① 槽内の水張り終了後は、法令等の基準に基づき水質検査及び残留塩素の測定を行う。
- ② 建築物飲料水水質検査業において秋田県知事の登録を受けた事業者による11項目（一般細菌及び大腸菌を含む）の検査を行う。

### 2-1. 貯湯槽の清掃

- ① 貯湯槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。
- ② 有効塩素50～100mg/L濃度の次亜鉛塩素酸ナトリウム溶液又はこれと

同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いて、2回以上消毒する。

③ 清掃作業現場の写真撮影

- ・湯槽内部、外部を清掃の前後に分けて撮影すること。
- ・沈殿物の撮影を行うこと。

2-2. 貯湯槽の点検

基礎・固定部、外観の状況、付属装置及び配管について、点検を行う。

2-3. レジオネラ菌検査

槽内の湯張り終了後は、レジオネラ菌検査を行う。

IV 委託業務従事者

作業に従事するものは、建築物衛生法施行規則第28条第1項第4号及び第5号に定める要件に該当する講習会等を修了した者であること。

V 提出書類（様式任意）

1. 実績報告書及び作業写真
2. 水質検査及びレジオネラ菌検査報告書
3. 業務完了届